令 7 三宅発第 34 号
令和 7 年 6 月 26 日

会　員 各位

(公社)三重県宅地建物取引業協会
人材育成委員長　水谷　喜彦
《公印省略》

令和 7 年度 不当要求防止責任者講習 開催のご案内

不当要求防止責任者制度は、暴力団員等による不当な行為の防止に関する法律第 14 条に規定されており、責任者とは事業者（所）の業務を統括管理する者で、暴力団員等の不当要求による被害防止のために

- 不当要求に対応する体制整備
- 使用人等に対する指導教養
- 不当要求の被害が発生した場合の被害状況等の調査及び警察への連絡
- その他被害防止に必要な業務

を行う者をいいます。

毎年当協会も、三重県警察及び（公財）暴力追放三重県民センターへの協賛により「不当要求防止責任者講習」を実施、多数受講され修了書が交付されております。

責任者の選任が未届けの会員に於かれましては、法律の趣旨をご理解いただき、事業者（所）において新規受講者 1 名の選任を検討頂きたいと存じます。

なお、**本年度の更新対象者は、令和 4 年度に責任者選任届出をされた方**です。

（注：責任者の選任届出の有効期間は 3 年）

更新及び新規受講を希望されます事業者（所）は、責任者選任届出書（別紙）に必要事項を記載して、**１０月３日（金）まで**に本部事務局宛に郵便・ＦＡＸ・Email にて、ご送付頂きますようお願い申し上げます。

※記載事項で不明（業種、役職名等）な場合や届出書の Word 書式のダウンロード等は、暴力追放三重県民センターホームページ（責任者講習のご案内）をご参照ください。　三重県 不当要求防止責任者講習 で 検索

記

◇開催日時　令和 7 年 10 月 28 日（火）
13 時 30 分～16 時 30 分

◇開催場所　宅建会館 3 階（三重県宅地建物取引業協会本部）

◇実施機関　(公財)暴力追放三重県民センター
（三重県公安委員会から委託）

◇送付先　(公社)三重県宅地建物取引業協会　本部事務局
津市上浜町 1 丁目 504 番地
ＦＡＸ：059-227-5019
Email：info@mie‐takken.or.jp

◇お問合せ　本部事務局　担当　西澤
ＴＥＬ：059-227-5018

別記様式第９号（第 17 条関係）

※受理年月日		※受理番号	

責　任　者　選　任　届　出　書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第１項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称

記

届出者	事業所の所在地	
	業　　種	
	氏名又は名称	
責任者	（ふりがな） 氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日
	役　　職　　名	
	連　　絡　　先	電話　　（　　）
	選任年月日	年　　月　　日

備考　※印欄には記載しないこと。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。